

1. 生徒心得(抜粋)

<校内生活>

1 通学

登下校は所定の時間を厳守すること。ただし、部活動や学習等の理由で校内に残る者は関係職員の許可を受けること。

※登校時間 …… 8:15着席

※部活動終了時間……19:00(19:30校門を出る)

2 欠席・遅刻・欠課・早退

- (1) 日課時間を厳守し、無届けの遅刻・欠課・早退はしない。
- (2) 登校後放課後までは無断で外出してはならない。ただし、特別に外出・早退を必要とする場合はクラス担任の許可を受け、身分証明書を携帯する。
- (3) 緊急の場合を除き、疾病等での通院は原則として放課後とする。

3 風紀

- (1) 暴力行為・その他不当な行為は絶対にしてはならない。尚、風紀を乱す恐れのある物、危険物又は火気類は携帯しない。
- (2) 校内外を問わず本校生としての誇りと品格を保つ。
- (3) 飲酒・喫煙(喫煙に類するものも含む)をしてはならない。
- (4) 未成年者立ち入り禁止の場所には出入りしないこと。
- (5) 生徒間において金品の貸し借りや物品の販売をしてはならない。 ※貴重品の管理を徹底する。
- (6) 夜間外出・外泊はしない。

<携帯電話>

携帯電話の校内への持ち込みについては同意書等注意事項を厳守した上で持ち込みを許

可することとする。

- (1) 学校への持ち込みは許可しますが、学校内での利用については制限がある。
- (2) 災害・事故等の緊急時には個人の判断で利用を許可する。
- (3) 携帯電話・スマートフォンについて、学校の保証義務はないものとする。
- (4) 紛失や故障等への対応を理解しておく。
- (5) 学校施設内で不適切な利用が発見された場合は指導に従う。

2. 服装容儀規定

<容儀面>

高鍋高校生としての誇り(高鍋 PRIDE)

1 頭髪・眉

清潔感・社会的品性のある髪型にしよう。

- ・目や肩にかかる場合は、ゴムやピンでまとめよう。
- ・眉の加工や化粧はしないようにしよう。

※頭髪や眉等に悩みがある場合は、相談窓口(相談しやすい先生)を利用しよう。

2 制服

清潔感・品格のある着こなしをしよう。

- ・制服は学校指定のものを着用しよう。
- ・誰が見ても清潔感のある、爽やかな着こなしをしよう。
- ・靴下は制服のバランスを損なわないものを着用しよう。

3 防寒具

健康・安全性に配慮し、品格のある寒さ対策をしよう。

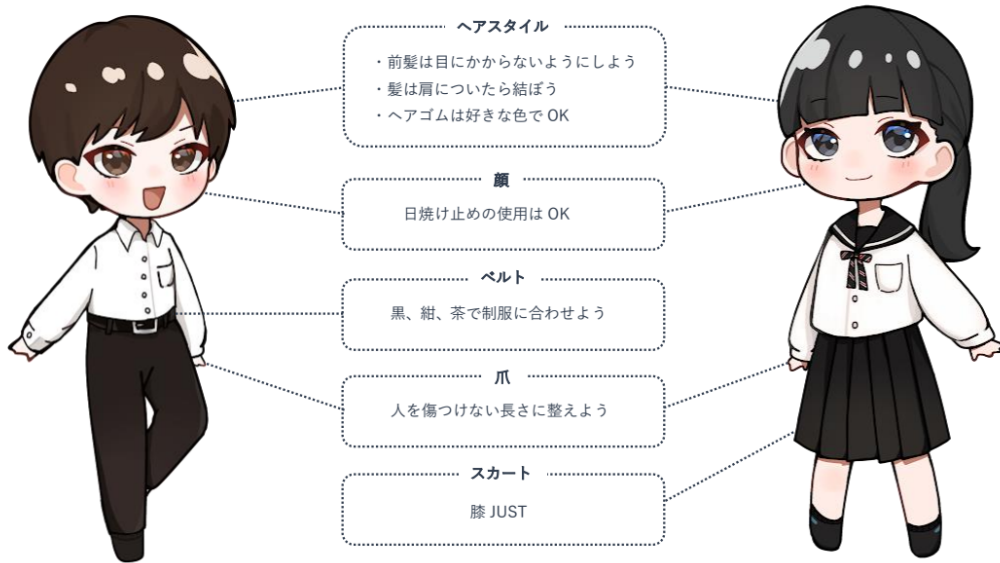
- ・制服の雰囲気を損なわない着こなし(寒さ対策)をしよう。
- ・基本的に、防寒着は校舎内では着用しないようにしましょう。

※ただし体調の急変等、やむを得ない場合についてはこの限りではありません。

4 その他

- ・地域の方々から愛され応援される鍋高生を目指しましょう。
- ・明記されていないから許されているのではなく、生徒自治の精神に期待されていることを忘れずに考えて行動しましょう。
- ・「清潔感・品性や品格」などの言葉の意味には人それぞれ幅があります。定期的にその幅について、生徒会を中心に先生達と話し合いながら見直しを図り、自治の醸成を目指しましょう。

TAKANABE HIGH SCHOOL STYLE



※職員・生徒との協議のうえ、化粧・染髪・脱色は認めていません。

イラスト：本田 歩果

<制服及びカバン等について>

1 制服は学校指定のものとする。

[男子] 冬服・中間服・夏服

- ・冬用上衣、冬用スラックス、長袖シャツ
- ・夏用スラックス、半袖シャツ、半袖ポロシャツ

※第一ボタンは必ず留める。

※ベルトは黒・紺・茶とし、ズボンの裾を踏まない。

[女子] 冬服・中間服・夏服

- ・冬用上衣、冬用スカート、冬用スラックス、長袖セーラー、カーディガン、標準靴下
- ・半袖セーラー、夏用スカート、夏用スラックス、半袖ポロシャツ

※スカート丈は膝の表裏が見えない程度とする。

2 カバンは学校指定のスクールバックを持参する。

3 その他

- (1) 身分証明書(生徒カード)は、校内外ともに必ず携帯すること。
- (2) スリッパは学校指定のものとし、学年、組、氏名を大きく明記すること。
- (3) 女子のカーディガン(3年生のみ)は学校指定のものとする。
- (4) 特別な事情等がある場合は、担任を通して生徒支援部へ相談し所定の様式を届け出て許可を得る。

3. 通学規定

<自転車>

1 通学資格

- (1) 通学距離に関わらず申請者は許可する。
- (2) JR通学生については、高鍋駅と本校間の自転車通学を認める。

2 自転車通学の際の注意点

- (1) 無灯火・二人乗り・傘差し・並進などの交通違反をしない。
- (2) 原則として左側通行とするが、事情により通行帯を変更した場合は、正規の通行者に十分配慮する。
- (3) 通学許可のステッカーを貼る。その際、自転車点検を受ける。
- (4) 自転車にカゴ・鍵・ライトを装着する。
- (5) 他人の迷惑にならないよう指定された置場に二重ロックをして整然と置く。
- (6) 朝の登校時は、時間に余裕を持って自宅を出る。(事故防止)
- (7) ヘルメット着用を心がける。

<原付自転車>

- ※2・3年生に対して許可します。
(詳細については、1学年PTAで説明します)

1 通学資格

原付自転車(以下バイクという)通学は、以下の条件を満たす者のみ許可する。

- 自宅から学校までの距離(実測)が8キロ以上ある。
- (1) 特別な事情がある者については生徒支援部で検討する。
 - (2) 自宅から最寄りの駅までの距離(実測)が3km未満の者は、学校までのバイク通学を許可しない。
ただし、美々津・都農に関しては駅までのバイク通学を認めることもある。
 - (3) 自宅から最寄りのバス停までの距離(実測)が2km未満の者は許可しない。
 - (4) 都於郡・三財・三納・穂北・佐土原中学校区からの通学に関しては、申請後に生徒支援部で検討する。
 - (5) 都農以北、佐土原以南の学校までのバイク通学は許可しない。

2 免許取得規定

- (1) 免許取得は、1学年春季から新年度始業日前日までとする。ただし、諸事情により本期間中に取得できない者は、代休日（平日）や夏季休業中、または生徒支援部で検討し許可された日に取得することを認める。

3 バイク・ヘルメット・服装について

(1) バイク

色は黒・白・紺・灰色とし、50cc以下のスクーターを使用する。

(2) ヘルメット

色は黒・白・紺・灰色のフルフェイス型を使用する。

(3) 通学時の服装

冬季は防寒着の着用を認める。（部活動で使用中の統一されたウェアも許可する）

4 バイクを使用する際の注意

- (1) 道路交通法を遵守し、学校内では徐行運転をする。
- (2) 使用は通学のみを使用する。
- (3) バイクの貸し借りをしない。
- (4) 指定された駐輪場に、必ず鍵をかけて整然と置く。
- (5) 朝の登校時は、時間に余裕を持って自宅を出る。（スピード違反の防止）
- (6) 車体にプレートを装着し、ヘルメットには許可証を貼付する。
- (7) 自賠責保険に加入する。また、できる限り任意保険にも加入する。
- (8) 定期点検整備を受ける。
- (9) 交通違反・交通事故を起こした場合は、速やかに担任・生徒支援部に届け出ること。

<自動車運転免許取得>

※詳細については、進路内定者集会の際に説明します。

1 取得資格者…取得資格者は次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 進学・就職先が決定している。
- (2) 卒業の認定に問題がない。
- (3) 高校の授業料および校納金の滞納がない。

2 自動車学校への入校と通学について

- (1) 自動車学校への入校は3年生の自宅学習期間からとする。

ただし就職決定者のうち内定先からの依頼（求人票内・公文書）があれば2学期冬季休業からの入校を認める。

- (2) 4年制大学の指定校推薦合格者、国公立4年制大学の学校推薦型選抜合格者・総合型選抜合格者は原則として自動車学校への入校は認めない。ただし、特別な事情があり、校長が必要と判断した者については考慮する。
- (3) 服装は制服を原則とするが、事情によっては運転しやすい私服でもよい。
- (4) 免許についての教本は学校では開かないこと。

4. アルバイト許可基準

アルバイトは原則として認めない。但し、以下の条件を満たす者については審議する。

- 1 経済的事情を、学校または関係機関に申請し認められている者。
- 2 学校生活等に支障をきたさないこと。
尚、家業等の手伝いについては、保護者に事実を確認した上で、生徒支援部で審議し決定する。
- 3 神社の巫女・郵便局については、以下の条件で3年生のみ許可する。
 - (1) 共通テストを受ける生徒は原則として許可しない。
CI・生文については、進路が決定しており、上記2の条件を満たすこと。
 - (2) 1日(1回)8時間を超えて働かないこと。(休憩時間も含む)

5. 部活動

- 1 本校の部活動は「伝統である文武両道をさらに推進し、心豊かな人間を育てる」ことを目標とし、次の共通理解のもとに推進する。
 - (1) 下校時間は原則として、19:30とする。ただし、大会などの関係で特に時間延長が必要な場合は、生徒支援部へ申請し20:00まで延長できる。
 - (2) 部活動開始時刻は17:00とする。ただし、特に教科支援指導の必要な部活生については支援指導を行うこともある。
 - (3) テストは5日前～7日前、実力考査1日前の練習は原則として禁止する。
- 2 生徒派遣規定について
 - (1) 生徒の公式大会や発表会への参加については、生徒派遣規定に従う。
 - (2) 派遣委員会において審議し、大会へ出場させるかどうか決定する。
 - (3) 問題行動等で特別指導を受けた生徒は、原則として指導終了後2週間は派遣を認めない。

6. 申し合わせ事項の改正・廃止

- (1) 申し合わせ事項の改正・廃止については、生徒総会等で決議された事項について、生徒支援部および生徒会執行部を中心に、その妥当性を審議する。
- (2) (1)の審議結果をふまえ、見直しが必要と判断したときは、職員会議で審議し、申し合わせ事項の改正または廃止について決定する。
- (3) (1)の決定に関しては、議論の経過及び決定理由について、職員及び生徒・保護者に説明する。